

令和5年2月定例会
徳島県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

令和5年2月15日

徳島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和5年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月1日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 内 藤 佐和子

- 1 期日 令和5年2月15日
- 2 場所 徳島市川内町平石若松78番地1
徳島県国保会館3階研修室

令和5年2月15日 午後2時40分開議

出席議員(23名)

1番 岸 本 和 代	2番 森 井 嘉 一
4番 米 崎 賢 治	5番 藤 本 圭
6番 原 井 敬	7番 笠 井 一 司
8番 郷 司 千亜紀	9番 西 内 浩 真
10番 野 上 武 典	11番 花 本 靖
12番 岩 城 福 治	13番 小 林 智 仁
14番 森 本 孝 夫	15番 坂 口 博 文
16番 春 田 裕 計	17番 枡 富 治
18番 木 内 正 和	19番 川 田 修
20番 佐々木 紀 子	21番 米 本 義 博
22番 玉 井 孝 治	24番 小 野 誠 治
25番 松 浦 敬 治	

欠席議員(2名)

3番 泉 理 彦	23番 本 淨 敏 之
----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 内 藤 佐和子	副広域連合長 藤 井 正 助
副広域連合長 影 治 信 良	事務局長 川 原 正 樹
総務課長 井 形 雅 範	事業課長 田 神 雅 史
事業課課長補佐 三 木 一 樹	事業課主査兼係長 中 川 晴 美
事業課係長 岩 井 幸 治	代表監査委員 野 田 智 史

職務のため出席した者の職氏名

議会書記 森 本 裕 子	議会書記 松 崎 朱 美
議会書記 谷 口 友 伯	総務課主査兼係長 山 下 仁

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 議案第1号から議案第9号まで
 - 議案第1号 令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計
 - 議案第2号 令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第3号 令和4年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
 - 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について
 - 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について
 - 議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第8号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第9号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第5 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 発議第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例の制定について
- 日程第8 選挙第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時40分 開会

○議長（岸本和代君） ただいまから、令和5年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

広域連合長。

〔広域連合長 内藤佐和子君 登壇〕

○広域連合長（内藤佐和子君） 本日ここに、令和5年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、昨年10月から、医療費の窓口負担割合の見直しが行われ、一定以上の所得がある被保険者の方に、2割負担が導入されたところです。制度開始から、4か月余りが経過しておりますが、現時点では、大きな混乱もなく円滑に進んでいるものと考えております。これもひとえに、県内市町村及び関係団体の皆様のお力添えによるものと感謝申し上げます。

当広域連合におきましては、被保険者全体の約15%に当たる1万9,000人が、2割負担の対象となっておりますが、配慮措置につきましても、引き続き丁寧な周知や広報に努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましても、現在11市町において、実施されておりますが、今後も市町村の皆様に御協力いただきながら、高齢者一人一人の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業が、全ての市町村において実施できますよう、積極的に推進してまいりたいと考えております。

さらに、昨年10月には、マイナンバーカードと健康保険証との一体化に向け、保険証の原則廃止を、2024年の秋とする旨の政府発表がありました。実施に向けての様々な課題も指摘されております。

今後こうした制度改正を始め、様々な業務が円滑に進められますよう、国や県の動向をしっかりと把握しつつ、市町村や関係機関との連携を図りながら、適切な運営に努めてまいります。

最後になりますが、本日の定例会には、当初予算案2件、補正予算案1件、条例制定及び改正案6件、人事案件1件の計10議案を提出いたしております。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（岸本和代君） これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職について、御報告申し上げます。

阿南市の、平山正光議員、藍住町の、平石賢治議員、つるぎ町の、谷川真二議員、以上3名の方について、閉会中に辞職されておりますことを御報告いたします。

次に、このほど、阿南市議会議長、藍住町議会議長、つるぎ町議会議長から、広域連合

議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した、例月出納検査及び定期監査の結果について、議長宛に、報告書が提出されております。

以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、3番、泉理彦君、23番、本淨敏之君以上であります。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により、13番、小林智仁君、14番、森本孝夫君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出された方は、阿南市から、藤本圭君、藍住町から、米本義博君、つるぎ町から、小野誠治君、以上であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま、御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第4、議案第1号、令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計から議案第9号、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

以上、9件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長 川原正樹君 登壇〕

○事務局長（川原正樹君） 議案第1号から議案第9号までについて、順次御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料①の予算議案の3ページをお願いいたします。

議案第1号、令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億5,437万2,000円と定めるものでございます。

同条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出

予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億3,700万円、款2国庫支出金、項1国庫補助金14万円、款3財産収入、項1財産運用収入4万1,000円、款4繰入金、項1基金繰入金1,719万円、款5諸収入、項1雑入1,000円、歳入合計1億5,437万2,000円となっております。

5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1議会費、項1議会費92万5,000円、款2総務費、項1総務管理費1億5,118万8,000円、同じく項2監査委員費21万7,000円、款3諸支出金、項1基金費4万2,000円、款4予備費、項1予備費200万円、歳出合計1億5,437万2,000円となっております。

予算の詳細につきましては、全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第2号、令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1,357億9,610万3,000円と定めるものでございます。

同条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金237億9,303万6,000円、款2国庫支出金、項1国庫負担金330億7,499万5,000円、同じく、項2国庫補助金128億7,482万4,000円、款3県支出金、項1県負担金114億9,564万9,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、532億3,963万2,000円、款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額医療費共同事業交付金、5,339万8,000円、款6財産収入、項1財産運用収入11万2,000円、款7繰入金、項1基金繰入金9億8,400万円、款8繰越金、項1繰越金、3,000万円、11ページをお願いします。款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料12万円、同じく、項2預金利子13万6千円、同じく、項3雑入2億5,020万1,000円、歳入合計1,357億9,610万3,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1総務費、項1総務管理費6億2,595万2,000円、款2医療給付費、

項1療養諸費1,271億7,978万9,000円、同じく、項2高額療養諸費71億3,181万7,000円、同じく、項3その他医療給付費1億7,600万円、款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金4,957万1,000円、款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金7,192万2,000円、款5高齢者保健事業費、項1健康保持増進事業費4億9,597万3,000円、款6基金積立金、項1基金積立金11万2,000円、款7公債費項1公債費216万7,000円、款8諸支出金、13ページをお願いします。項1償還金及び還付加算金3,280万円、款9予備費、項1予備費3,000万円、歳出合計1,357億9,610万3,000円となっております。

なお、予算の詳細につきましては、全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

議案第3号、令和4年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、12億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,381億4,298万9,000円とするものでございます。

同条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、款7繰入金、項1基金繰入金、補正額12億3,000万円の増で、歳入合計は、1,381億4,298万9,000円でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款2医療給付費、項1療養諸費、補正額8億円の増、項2高額療養諸費、補正額4億3,000円の増、合計補正額は、12億3,000万円で、歳出合計は、1,381億4,298万9,000円でございます。

なお、補正の詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、資料③、条例議案の1ページをお願いいたします。

議案第4号、徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、お諮りするものでございます。

制定の趣旨につきましては、個人情報保護法の改正により、現在の当広域連合個人情報保護条例を廃止し、改正個人情報保護法が直接適用されることとなるため、それに伴う必要事項を定めるものでございます。

続きまして、同じく、条例議案の5ページをお願いいたします。

議案第5号、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正の趣旨につきましては、個人情報保護法の改正により、現在の当広域連合個人情報保護条例を廃止し、改正個人情報保護法が直接適用されることとなるため、それに伴う関

連法規の改正を行うものでございます。

続きまして、同じく、条例議案の7ページをお願いいたします。

議案第6号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正の趣旨につきましては、地方公務員法の改正により、定年の引上げに関する規定が整備されることに伴い、関連する例規において、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、同じく、条例議案の23ページをお願いいたします。

議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、お諮りするものでございます。

制定の趣旨につきましては、地方公務員法の改正により、定年の引上げに関する規定が整備されることに伴い、関連する例規において、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、同じく、条例議案の34ページをお願いいたします。

議案第8号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正の趣旨につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、同じく、条例議案の35ページをお願いいたします。

議案第9号、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、お願いするものでございます。

改正の趣旨につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令において、低所得者に係る保険料の軽減判定所得の基準額が、改正されたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について、関係部分を改正したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岸本和代君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

なお、採決は、起立によって行います。

お諮りします。

まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第7号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第8号については、原案どおり可決されました。

次に、議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、議案第9号については、原案どおり可決されました。

次に、日程第5、同意第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、米本義博君の退席を求めます。

[21番 米本義博君 退席]

○議長（岸本和代君） 提出者の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 内藤佐和子君 登壇]

○広域連合長（内藤佐和子君） ただいま上程されました、同意第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

徳島県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、米本義博議員を選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岸本和代君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

本案については、成規の手続を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

本案を採決いたします。

お諮りします。

本案については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、原案に同意することに決定いたしました。

米本義博君の入場を許可いたします。

[21番 米本義博君 入場]

○議長（岸本和代君） 次に、日程第6、報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

事務局長。

[事務局長 川原正樹君 登壇]

○事務局長（川原正樹君） 専決処分について、御報告いたします。

恐れ入りますが、資料⑥、専決処分の報告についての1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

詳細につきましては、2ページにお示しのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岸本和代君） 以上で報告が終わりました。

次に、日程第7、発議第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岸本和代君） 起立多数であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、選挙第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件については、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、本年3月28日に満了になることから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴う委員の選挙を行いたいと思います。

選挙すべき選挙管理委員会委員及び同補充員は、それぞれ4名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することを決定いたしました。

それでは、指名いたします。

徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、稲江哲氏、塩田善治氏、佐藤功氏、藪下秀世氏、また、同補充員に、小池充博氏、木内繁一氏、中谷俊彦氏、岡本幸夫氏をそれぞれ指名いたします。

なお、補充の順位は、指名の順序のとおり定めることにいたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めること、並びに補充の順位に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました方が、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

また、補充の順位は、指名の順序のとおり定めることに決定いたしました。

この際、お諮りします。

本定例会において、議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸本和代君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会前に、広域連合長から挨拶があります。

広域連合長。

〔広域連合長 内藤佐和子君 登壇〕

○広域連合長（内藤佐和子君） 今定例会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおり、御承認をいただき厚く御礼申し上げます。

今後も、各関係機関及び県内市町村と緊密に連携、協力しながら、円滑で安定的な制度運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（岸本和代君） これをもちまして、令和5年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 岸 本 和 代

署名議員 小 林 智 仁

署名議員 森 本 孝 夫